

報告第 8 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和8年6月5日付けで専決処分したので報告する。

令和8年 6月23日 提出

太宰府市長 高 原 清

倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定

理 由

令和8年5月5日に発生した倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和８年６月５日

太宰府市長 高 原 清

市は、令和８年５月５日に発生した当該事故に係る家屋が、市有地（宰府６丁目８３６番地）からの倒木により一部破損した事故に対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

４１１，４００円

２ 事故の概要

令和８年５月５日（火）午後２時頃、太宰府市宰府６丁目８３６番地からの倒木で、隣接する宰府６丁目１番３号宅の屋根、雨どいの一部を破損させた。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険で相手方に全額支払う。